

介護保険によるご利用の場合

◆自己負担割合は介護保険負担割合証で確認します。

訪問看護費

(1単位10.42円)

訪問看護費名	内容	単位数	
		指定訪問看護 (要介護者)	指定介護予防訪問看護 (要支援者)
サービス提供時間による看護費	1回につき20分未満の訪問	314単位/1回	303単位/1回
	1回につき20分以上30分未満の訪問	471単位/1回	451単位/1回
	1回につき30分以上60分未満の訪問	823単位/1回	794単位/1回
	1回につき60分以上90分未満の訪問	1,128単位/1回	1,090単位/1回
初回加算	新規に訪問看護を提供した場合。または、病院、診療所等から退院した日に、初回の訪問看護を行った月に加算される。退院時共同指導加算を算定する場合は算定しない。	350単位/1回	300単位/1回
退院時共同指導加算	退院・退所にあたり医療機関等の主治医又は職員と共同し、在宅での療養上必要な指導を行った場合 ※原則1回のみ。ただし、厚生労働大臣が定める疾病等の場合2回	600単位/1回	600単位/1回
看護・介護職員連携強化加算	訪問介護事業所と連携し、訪問介護職員等が喀痰吸引等を円滑に行うために支援する場合 ※月1回のみ	250単位/1か月	
看護体制強化加算	高度な医療を望む利用者に対する訪問看護体制を整え、提供した場合	看護体制強化加算(1) 550単位/1か月 看護体制強化加算(2) 200単位/1か月	100単位/1か月
サービス提供体制強化加算(1)	勤続年数7年以上の職員が30%以上配置	6単位/1回	6単位/1回
口腔連携強化加算	口腔の健康状態を評価し、歯科医療機関及び介護支援専門員に評価結果の情報提供を行った場合	50単位/1か月	50単位/1か月

訪問看護費の加算

(1単位10.42円)

加算名	内容	単位数	
夜間・早朝、深夜加算	早朝(午前6時から午前8時まで)に利用する場合	訪問看護費の100分の25に相当する単位数	
	夜間(午後6時から午後10時まで)に利用する場合	訪問看護費の100分の25に相当する単位数	
	深夜(午後10時から翌朝6時まで)に利用する場合	訪問看護費の100分の50に相当する単位数	
複数名訪問加算(1)(看護師等)	利用者の理由により1人の看護師等ではケアが困難な場合など複数の看護師等が訪問する必要がある場合	30分未満 30分以上	254単位/1回 402単位/1回
複数名訪問加算(2)(看護補助者)	利用者の理由により1人の看護師等ではケアが困難な場合などに看護師等に加え看護補助者が訪問する必要がある場合	30分未満 30分以上	201単位/1回 317単位/1回
長時間訪問看護加算	特別管理加算の対象者に対して90分を超える訪問看護を行った場合	300単位/1回	
緊急時訪問看護加算	契約により、24時間電話で相談を受けることができ、必要なら緊急時に訪問も可能。訪問の場合は所要時間に応じた単位数が加算される。 ※月1回のみ	600単位/1か月	
特別管理加算	厚生労働大臣が定める状態の利用者で、特別な管理を要する状態にある方に、計画的な管理を行った場合 ※月1回のみ	特別管理加算(1) 特別管理加算(2)	500単位 250単位
専門管理加算	専門の研修を受けた、又は、特定行為研修を修了した看護師が指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合 ※月1回のみ	(イ)緩和ケア、褥瘡ケア、人工肛門ケア・人工膀胱ケアに係る専門の研修を受けた看護師 (ロ)特定行為(訪問看護において専門の管理を必要とする行為)研修を修了した看護師	250単位 250単位
ターミナルケア加算 (指定訪問看護の場合のみ)	死亡日及び死亡日前14日以内に2回以上ターミナルケアを実施した場合	2,500単位	

※緊急時訪問看護加算、特別管理加算、ターミナルケア加算は区分支給限度基準額の算定対象外です。

その他保険適応外の自己負担額

交通費	介護保険利用の場合	津島市外の場合、1キロメートルにつき20円
休日加算	営業日以外のご利用の場合	2,900円

令和6年6月1日改正